

研究成果の取扱いに関する 取組み状況等について

厚生労働省

平成15年1月21日

厚生労働省の認定TLOについて

・認定要綱の整備

「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づき、厚生労働省所管の国立試験研究機関等における研究成果を民間事業者に移転するTLOの認定要綱を平成15年3月31日付で制定。

・TLOの認定

認定要綱に基づき、平成15年5月1日付で財団法人ヒューマンサイエンス振興財団を厚生労働省のTLOとして認定。

・財団法人ヒューマンサイエンス振興財団について

財団概要

・住所：東京都中央区日本橋小伝馬町13-4

・設立年月日：昭和61年4月1日

技術移転事業部門の名称

ヒューマンサイエンス技術移転センター

技術移転事業の開始時期

平成15年6月

関係制度の整備

- **職務発明規定**

- 特許権等の保有について、基本的に国（機関）と発明者が2分の1ずつ保有することとなっていた職務発明規定を改正し、原則100%国（機関）帰属に変更。
- ノウハウの取扱いに関する規定を追加。

- **補償金規定**

- 補償金規定を制定。

- **委託研究規定**

- 産業活力再生特別措置法に基づく日本版バイドール条項を導入。

- **国研等における特許権等の取扱いについて**

- 国が承継した特許権等の円滑な譲渡等について、随意契約が可能な場合を示した。

等、関係規定を整備し、平成15年3月31日付で関係試験研究機関等に対し通知。

知的財産の確保と技術移転の推進

【従来のスキーム】

国研等の研究成果の技術移転を進める体制が欠如。

技術移転機関を整備し、TLO法に基づき認定

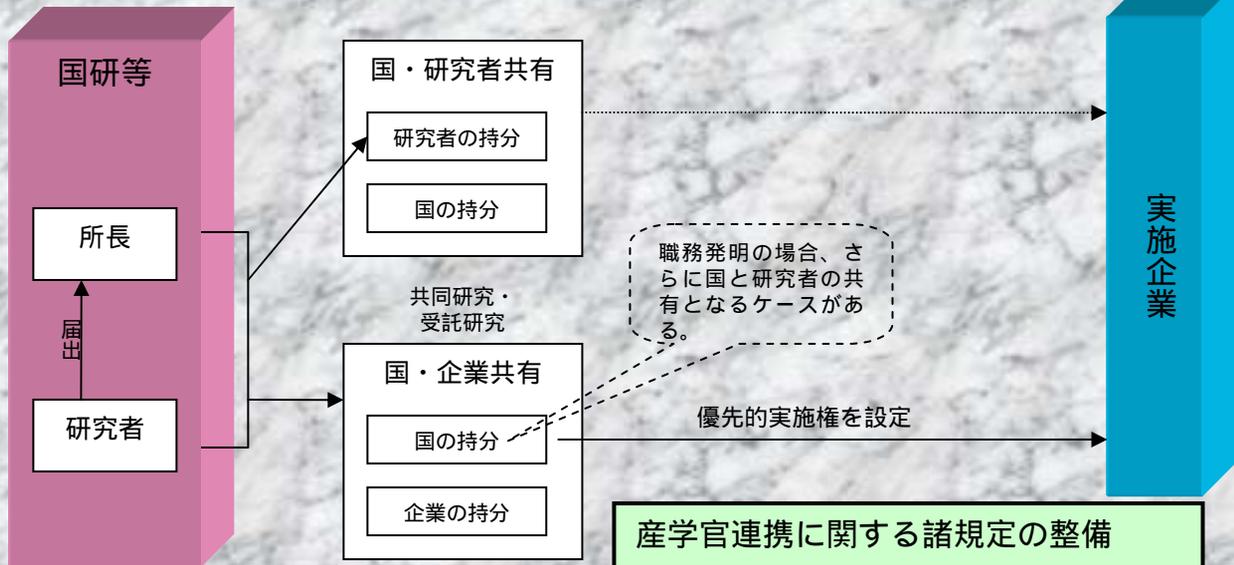
現状の特許の保有状態や、国有特許の取扱いのままでは、研究者・企業両方にとって不便

職務発明による特許権等は、原則、機関帰属とする一方、研究者のインセンティブをより向上させるため、発明補償金を引き上げる。

「共同研究」の相手方企業、「受託研究」による委託者及び「TLO法に基づく認定TLO」の3者については、特許権等の随意契約による譲渡等を可能とする。

技術移転及び実用化を速やかに進めるためには、産学官連携を強化していくことが必要。

国立試験研究機関等の産学官連携体制の整備または知的財産担当官の配置。



産学官連携に関する諸規定の整備

TLO認定要綱	受託研究規定
職務発明規定	共同研究規定
補償金規定	国研等における特許権等の取扱い
委託研究規定	

【新スキーム】

